

令和6年度保健事業推進に向けた医療専門職等人材育成事業  
委託仕様書（案）

1 業務名

令和6年度保健事業推進に向けた医療専門職等人材育成事業

2 業務目的

本事業の目的は、地域における保健事業の推進を支える医療専門職や特定保健指導実践者を対象に研修を実施し、被保険者個々の行動変容ステージやライフスタイルに配慮しながら、行動変容につながる効果的な保健指導等を実施できるよう、必要な知識及び技術の習得・向上を図ることを目的とする。

3 対象者

福島県内で医療機関に従事する保健師及び、かかりつけ医や看護師、薬剤師等の医療専門職、市町村の保健指導担当者（150名前後の見込み）

4 研修内容

(1) 研修名称

福島県健診・保健指導実践者育成研修

(2) 研修時期

令和6年11月～令和7年2月の期間で2回以上

(3) 講義内容

- ・特定健診、特定保健指導に関する基礎知識
- ・指導のポイント（貴社のノウハウを踏まえた内容）等

5 実施場所

福島市内

※会場の決定については委託契約後、県と協議して決定することとする。

※オンライン研修での事業提案も可能とする。

6 委託業務内容

研修の実施に係る一切の業務とする

(1) 事前準備

① 業務計画書の作成

実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を具体的に作成し、県に提供し

て承認を受けること。

② 開催場所（会場）の選定

③ 募集案内資料の作成

資料内にスケジュールおよびカリキュラムを明記すること。なお、講座名は変更しても構わない。

④ 広報及び受講生の募集

県が指定する配布先に対し、受講案内資料の配布及び参加者のとりまとめを行うこと。

⑤ 講師等との各種調整

研修前のカリキュラム調整、スケジュール調整等

(2) 研修時

① 研修に必要な備品、テキスト等の準備及び環境の構築

② 研修中の講師及び受講者のサポート

③ 研修後アンケートの実施

7 成果物

(1) 研修終了後のアンケート実施及び評価

アンケート内容については県と協議して決めること。

(2) 業務報告書の作成

(1) で行ったアンケートの集計結果及び、業務報告書の作成。

(紙媒体 1 部、電子データ 1 部)

8 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

9 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## (2) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において質疑が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

## (3) 委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

### 1 0 支払条件等

#### (1) 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「7 成果物 (2)」のとおり、県に業務報告書を提出する。

県は当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。

なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

#### 1 1 委託料金の支払方法

委託料金は、本委託業務完了後に精算払いとする。

#### 1 2 その他

当仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限り

でない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が

発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。